



2025 年 9 月 26 日

## ブルガリアは 2026 年 1 月からユーロ導入

公益財団法人 国際通貨研究所  
経済調査部 上席研究員 篠原令子

7月8日、欧州連合（EU）の閣僚理事会は、ブルガリアの2026年1月1日からのユーロ導入を正式決定した。ユーロ圏の21番目の国となり、統合がさらに進展する。通貨の換算レートは、欧州為替相場メカニズム（ERM II）におけるブルガリア・レフの中心レートである1ユーロ=1.95583レフに設定された。ユーロ導入に際しては、EUの条約で規定された4つの経済収斂条件（表）の達成度と法的要件が判断される。6月4日、欧州委員会と欧州中央銀行（ECB）は、ブルガリアが2026年1月1日にユーロを導入するための基準を満たしていると結論付け、EU機関の必要な協議を経て決定に至った。

表：ユーロ導入のための収斂条件

項目	達成基準
インフレ率	過去1年間の消費者物価上昇率が、ユーロ圏で最も低い3カ国の平均値から1.5%ポイントを上回らないこと
財政赤字	財政赤字GDP比3%以下、債務残高GDP比60%以下
為替相場	少なくとも2年間、為替相場メカニズム（ERM II）に参加し、深刻な緊張状態がないこと
長期金利	審査の直前1年間の平均長期金利が、消費者物価上昇率の最も低い3カ国の平均値の2%ポイントを上回らないこと。

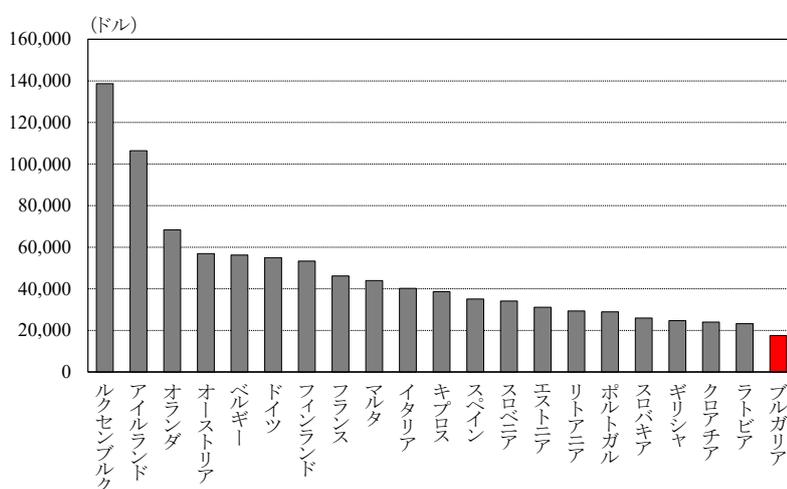
（資料）欧州委員会資料より国際通貨研究所作成

ユーロ圏諸国の財政状況は、欧州債務危機もあって金融市場から特に注視されるが、ブルガリアの一般政府の財政赤字は2022年以降、基準のGDP比3%以下で推移しており、欧州委員会の春季経済見通しによれば2025年と2026年はいずれも2.8%と予測されている。また、政府債務残高は20%台前半で推移しており、2024年は24.1%だった。中期的な財政持続可能性に係るリスクは中（medium）程度と評価されている。

法的要件については、ブルガリアの国内法が、EU 条約と欧州中央銀行制度（ESCB）および ECB の規程要件（中央銀行の独立性、通貨ファイナンスの禁止、ESCB への加盟国中央銀行の統合）に適合すると確認された。また、国際収支の動向や労働、製品、金融市場の統合等についても欧州委員会は評価している。

ブルガリアは、国土面積は日本の約 3 分の 1（11.09 万平方キロメートル）で、人口 645 万人を抱える。EU には 2007 年 1 月に加盟した。名目 GDP（2024 年）は 1,120 億ドルとユーロ圏で 13 番目、1 人あたり GDP でみると 17,600 ドルと最も低い（図）。1 人あたり GDP が最も高いルクセンブルクの 9 分の 1、EU の盟主ドイツと比較しても 3 分の 1 程度にとどまり、ユーロ圏内の経済格差がさらに拡大することになる。

図：ユーロ圏諸国の 1 人あたり GDP



(資料)IMF資料より国際通貨研究所作成

EU の世論調査「ユーロバロメーター」（5 月発表）によると、ブルガリア国民のユーロ支持派は 50%と不支持派と拮抗している。同じくユーロ未導入国のスウェーデン、ポーランド、チェコ、デンマークは不支持が過半を占めている。他方、ハンガリーとルーマニアはユーロ支持派が 60%台と多い。ブルガリア国民のユーロ支持が上昇するためには、取引コストの低下や投資・貿易の拡大等のユーロ導入のメリットを、消費者や企業がどれだけ実感できるかが重要となろう。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記して下さい。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>